



第42回APT管理委員会の結果

総務省 国際戦略局国際協力課

みうら たかひで
三浦 崇英



1. はじめに

アジア・太平洋電気通信共同体 (Asia Pacific Telecommunity: APT) は、アジア・太平洋地域における電気通信及び情報基盤の均衡した発展を目的として1979年に発足した国際機関 (事務局: バンコク) であり、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を行っている。現在の加盟国数は加盟国38、準加盟国・地域は4であり、賛助加盟員 (民間企業等) は135となっている。

事務局は、事務局長のMs. Areewan Haorangsi (タイ)、事務局次長の近藤勝則氏 (日本)、その他職員22名で構成される。

APTでは、年に1回、次年度業務計画案や予算案等について審議するための管理委員会が開催されている。

このたび、第42回APT管理委員会が開催されたので、その結果概要について報告する。

2. 第42回APT管理委員会 (MC-42) の概要

2.1 開催期間及び場所

2018年10月9日 (火) から12日 (金) (8日 (月) にAPT活動を総括するセミナーを開催)、モンゴル (ウランバートル)。

2.2 参加国等

APT加盟国 (日本、中国、韓国、タイ、シンガポール、オーストラリア、モルディブ等20か国)、準加盟国 (香港)、賛助加盟員 (TTC (ASTAP議長: 前田氏)、ARIB (AWG議長: 佐藤氏)、KDDI財団、モビコム (モンゴルの携帯事業者)、GSMA (GSM Association)、ICNC (Information Communications Network Company)) 等から、約130名が出席した (日本からは大森国際協力課長、西野国際協力課企画官等が出席)。

3. 主な審議概要・結果

Ms. Areewan Haorangsi事務局長及びMr. Ilyas Ahmed (モルディブ) 議長からの開会の挨拶とともにホスト国の代表Mr. Chinbat Baatarjav (モンゴル) より歓迎の挨拶があった。プレナリーでは日本を含む13か国からステートメントが発表された。日本からは大森国際協力課長より、最大分担保金拠出国として、引き続きAPT活動に貢献するとともに、2019年にAPG19-5の日本開催に加えて、WTSA準備会合及びASTAP総会を日本に招致することを表明した。なお、副議長はMr. Chungwon Lee及びMr. Charles Chewの2名。

委員会では、4日間にわたり2018年に実施されたAPT域



写真1. オープニングプレナリーの模様



内における無線通信、標準化、ICT開発に係る活動及び会計報告並びに2019年次の業務計画及び予算案等の審議・承認が行われた。また、2019年はAPT設立40周年を迎える年であるとともにシンガポールでAPT大臣級会合の開催を予定しており、当該会合に係る準備会合の新設やAPT年報の発行への検討も行われた。

なお、管理委員会の前日(8日)に開催されたAPT活動を総括するセミナーでは、2018年のAPT活動の結果及び進捗状況等が紹介された。

3.1 2019年業務計画

2019年に開催を予定している会議、研修、プロジェクト等を盛り込んだ2019年業務計画(事務局案)について、審議・承認することが求められた。審議の結果は、下記のとおり。

(a) APTシンポジウム

2019年はAPTシンポジウムのテーマとして周波数管理及び防災の2テーマが提案されていたところ、韓国より加盟国によるインプット及び透明性の向上がテーマの選定において重要であるとの発言があった。これを受け、各国による議論が行われ、2019年に開催されるシンポジウムのテーマとして加盟国が直面する課題や同年開催予定の会合の内容に鑑み、テーマの1つである周波数管理をサイバーセキュリティに変更するべきとの提案があった。結果として、2019年のAPTシンポジウムのテーマをサイバーセキュリティとし、開催国をマレーシアにすることが承認された。なお、防災については特段の意見はなくフィリピンで開催されることで承認された。

(b) ホスト国の選定

プレナリーにおいて、2019年実施予定のAPT会合のホスト国候補が新たに承認された。

・PRFP-12(第12回APT太平洋地域政策・規制フォーラム): パラオ

・PRF-19(第19回APT政策・規制フォーラム): ブータン

(c) APT大臣級会合報告

2019年は5年に1度の大臣級会合の開催が予定されており、事務局長より、当該大臣級会合の詳細(諮問事項(Terms of Reference)、日程、準備会合の議長選出等)について発表があった。

コンセンサスにより、当該大臣級会合について、6月25日(火)から26日(水)にシンガポールで開催されること、準備会合の議長にMr. Charles Chew(シンガポール)が選出されることが承認された。

(d) その他(研修、人材交流プログラム等)

審議の結果、EBC-J(日本からの拠出金)を活用した施策に係る提案を含め、2019年の業務計画は承認された。なお、事務局からEBC-Jの取組みであるルーラルエリアのパイロットプロジェクトや研修が紹介された。また、2018年10月8日に開催されたセミナーにおいて、EBC-J及びEBC-K(韓国からの拠出金)による2019年実施予定のプロジェクトの募集及び採択に係る手続きの進捗状況について報告があった。

3.2 2019年予算案

事務局より提案された2019年APT予算案について、審議・承認することが求められた。審議の結果、下記の変更点を含め、本件は承認された。

(a) 人材管理計画(Human Resource Management Plan) 策定に係る外部専門家の任用費

初日のプレナリーにおいて、オーストラリアから、同国提案の人材管理計画草案の事務局策定にあたり、必要があれば専門家の任用も勘案し、当該草案をWGMC-6へ提出することが提案された。

本件について事務局次長より、専門家任用に係る費用は2019年予算案に組み込まれていないとの説明があった。これを受け、各国による議論の結果、2019年予算案「項目: その他の支出」に20,000米ドルを組み込む事が承認された。なお、当該変更により2019年予算が2,682,756米ドルに増額となったが、これは第14回総会において承認された2019年の限度額2,695,172米ドルを下回っているため、特段の問題はないとの報告が事務局よりあった。

(b) 2018年-2022年における固定資産(Fixed Asset)計画

事務局次長より2018年-2022年における固定資産計画が提案された。パラオより、インフォメーションシステム予算への割当てが大幅に減額されている点について質問があった。これについて、①APT Webサイトの更新が必要なくなった点、②プロバイダーとの交渉により、インターネット接続に係る運用費が約40%減額した点が背景にあるとの回答が事務局次長よりあった。

(c) APT年報

事務局次長より、第41回APT管理委員会において承認されたAPT年報基金に係る文書が紹介された。当初、2018年の出版プロジェクトとして、当該基金から45,000米ドルが支出可能であったところ、より生産的な活動費に当該資金の一部を充てるべきであるとの意見がマレーシアよ



りあった。審議の結果、APT年報基金全体のうち、出版に係る費用を最小限の20,000米ドルに抑え、残りの基金残高157,858米ドルを「その他の収入」に移転することが、承認された。

3.3 任意拠出金

事務局次長より、任意拠出金に係る文書について、2018年の任意拠出金 (EBCs) の収支状況及び各種APT活動の主催国による支援並びに2017年会計年度における外部監査結果について報告があった。本件、特段の意見はなく文書は承認された。報告後、我が国、オーストラリア、中国、韓国より拠出継続表明があった。

3.4 議長及び副議長選挙

管理委員会議長より、次期管理委員会の議長及び副議長候補として、Mr. Sang-hun LEE (議長 韓国)、Mr. Charles Chew (副議長 シンガポール)、Ms. Lindle Rowe (副議長 オーストラリア) が紹介された。コンセンサスの結果、次期2年間に係る管理委員会の議長にMr. Sang-hun LEE、副議長にMr. Charles Chew及びMs. Lindle Roweが選出された。

3.5 各種会合報告

(a) PRF報告

2019年に開催が予定されている、PRF-19、CGMM (アジア・太平洋ICT大臣級会合に係る2回の準備会合) 及び (SOM for APT-MM) 各国高官による準備会合について、審議・承認することが求められた。

PRF-19及び準備会合は、それぞれアドホックグループで審議され、当該結果がプレナリーに付されることになった。

・PRF-19の開催

アドホックグループ及びプレナリーにおける審議の結果、プータンで開催されることで、特段の意見なく承認された。

・CGMM及びSOM for APT-MMの開催

アドホックグループ及びプレナリーにおける審議の結果、タイで2回のCGMM、シンガポールで大臣級会合前日にSOM for APT-MMが開催されることで、特段の意見なく承認された。

(b) PRFP報告

事務局より、PRFP-11の開催にあたり、APNIC (Asia Pacific Network Information Centre) 及びISOC (Internet



写真2. アドホックグループの様相

Society) と共同してインターネット接続・ワークショップ、PITA (Pacific Islands Telecommunications Association) 及びITUと共同してe-アプリケーション・ワークショップを開催することを発表。PRFP-11はスケジュールの関係から本管理委員会の後に開催されるため、会合報告は次回管理委員会において報告されることになった。

(c) SATRC報告

事務局より、SATRC-19の開催期間中に、ワーキング・グループ会合及びワークショップをそれぞれ2回開催すると報告があった。STARC-19もPRFP-11と同様に本管理委員会後に開催されるものである。

我が国は従前よりEBC-Jを通じた財政支援をSATRCに行っていることから、本報告後、引き続き当該支援を継続していく旨、表明した。

(d) ADF報告

2019年のADF-16の開催について、審議・承認することが求められた。韓国より、ITU-DとADFの協力関係の促進を目的にアジア・太平洋地域のITU-Dスタディー・グループより2名の副議長を招致することが提案された。アドホックグループ及び最終プレナリーにおいて、上記提案を検討する形で、ADF-16の開催は承認された。

(e) AWG報告

AWG議長より、2件のAPT勧告案 (「694-894MHzにおけるブロードバンドPPDRの周波数調和」及び「モバイル用ワイヤレス電力伝送の周波数範囲」)、2019年のAWG-25の開催について提案された。

本件に関連して、アドホックグループでは、ASTAP議長よりAPT文書の枠組みの修正案について提案があった。具体的にはAPT勧告化手続きに係る条件 (回議にあたり、少なくとも加盟国25%の合意) の削除を求め、本件はAPT事務局から各国主管庁の窓口への投票要請や紹介手続き



の強化を図るものであると説明。審議の結果、当該修正案は次回AWG及びASTAPにおいてレビューし、WGMCの承認を経て、再度管理委員会に提出されることとなった。なお、2件のAPT勧告案については、特段の意見なく承認された。

(f) ASTAP報告

ASTAP議長より、2019年に我が国をホスト国としたASTAP-31(4日間の本会合及びインダストリー・ワークショップ及びAPT-WTSA20-1(2020年開催のWTSAのための第1回APT準備会合))の開催、ASTAP作業方法の改定案、APT勧告案「災害時における車両を使用した情報通信システム」について提案された。

審議の結果、特段の意見なく全て承認された。なお、我が国よりASTAP-31及びAPT-WTSA20-1を日本に招致することが表明され、2019年6月11日(火)から15日(土)までの5日間、東京で開催されることが承認された。

(g) APG報告

APGの2018年報告書、2019年に開催予定のAPG19-4(韓国)及びAPG19-5(日本)について審議・承認することが求められた。

オーストラリアより、アジア・太平洋地域以外で開催される準備会合にAPTの代表者が出席するための手続きが作業方法の中で体系化されていないとの指摘があった。審議の結果、APGは作業方法の改訂をAPTガイドライン(下記h-1①)に矛盾しない形で実施することが求められた。なお、2019年開催予定のAPG19-4及びAPG19-5は特段の意見なく承認された。

(h) WGMC報告

管理委員会においてWGMCにより提案されたガイドライン等の法的文書改訂案について審議・承認が求められた。

(h-1) 審議の結果は下記のとおり。

①アジア・太平洋地域以外で開催されるITU世界会議のための準備会合にAPTの代表者が出席するための手続き/ガイドライン(新設)

- ・APT準備会合のプロセスにおいて、当該ガイドラインが各種会合の作業方法に適合されることが要求され、本件は承認された。

②管理委員会に合わせて開催されるAPTのイベントに参加するためのフェローシップの支給対象を変更/ガイドライン(改定)

- ・当該ガイドライン改定案について、マレーシアより分担金等の拠出遅延加盟国とフェローシップの関係に留意する

べきとの発言があった。審議の結果、本件は承認された。

③APT事務局職員の退職年齢を60歳から65歳に引き上げ/職員規則(改定)

- ・当該職員規則の改訂案について、パラオより、オーストラリア提案の人材管理計画との関係が論点として挙げられた。人材管理計画は上記3.2(a)記載のとおり、WGMCへの回議が予定されているところ、当該職員規則の改訂案の承認についても同計画に関係する内容であることから、承認プロセスを延長するべきか否か事務局より、質問があった。審議の結果、当該職員規則についても人材管理計画と同様に、WGMCによる承認後、再度管理委員会に提出されることで、承認された。

④事務局長及び事務局次長の立候補時の年齢制限の撤廃/決議(改定)

及び

⑤分担金を滞納している賛助加盟員に対して、制限なく、必要な手段を講じる旨の規定を追加/決議(改定)

- ・管理委員会議長より、当該決議改定案は総会への審議・承認が求められる文書であり、管理委員会では意見照会のみとする旨、発言があった。審議の結果、本件は次回総会へ提出されることで承認された。

⑥分担金を滞納している賛助加盟員に対してAPT事務局が資格の停止等を通知する旨の規定等の削除/財政規則(改定)

- ・本件について、特段の意見なく承認された。

⑦賛助加盟員が分担金を滞納した場合にAPTが必要な手段を講じる旨の規定を追加/ガイドライン(改定)

- ・シンガポールより段落29及び30を削除するべきとの発言があった。これを受けWGMC議長より、削除には手続き的な側面から総会決議(13/GA)の改訂が必要になると回答。総会決議(13/GA)の改訂には総会による承認が必要となることから、当該ガイドライン承認の手続きは①WGMC-6による審議、②第43回APT管理委員会での承認、③第15回総会での総会決議(13/GA)改訂の承認、④第44回APT管理委員会への提出を経ることで承認された。

(h-2) その他WGMC審議事項

- ・APT年報基金

- ・APT文書へのアクセスについて(オーストラリア提案)

- ・APT年報基金の活用について(マレーシア提案)

(i) APT PP-18報告及びAPTシンポジウム(サイバーセキュリティ)報告



APT PP-18報告及びAPT シンポジウム(サイバーセキュリティ) 報告について留意・承認することが求められた。

審議の結果、本件について特段の意見なく承認された。

4. おわりに

今回の管理委員会はホスト国モンゴルによる手厚い歓迎があり、非常に感慨深いものとなった。モンゴル政府主催の夕食会では、伝統的な民族歌謡や演奏の紹介があり、同国の文化を知るまたとない機会となった。

当初、モンゴルといえば「大草原」のイメージが強くあった筆者だが、実際に現地に入ると交通網をはじめ社会インフラが広く整備されている姿がそこにはあり、非常に感服させられた。滞在期間中、在モンゴル日本国大使館を訪問する機会をいただいたが、その際に我が国は同国にとって、初めてのEPA/FTA協定国であることから、第三の隣国として非常に重視されているとお話があった。確かに市内を見渡すと至る所で日本車が使用されており、モンゴルと我が国の間に外交上の深いつながりを垣間見ることができた。

同国とはEBC-Jを活用した本邦研修やプロジェクトを通じ、情報通信分野における協力関係を構築している。

我が国は1985年電気通信事業法が施行され、通信自由

化から約30年以上経過するが、それに伴い電気通信市場規模は大きく拡大し、今や国家の経済基盤を担うまでに成長した。こうした背景からも情報通信が経済に与える影響は測り知れず、引き続き世界的に注目されることが予想される。

総務省はAPTをはじめ、関係機関との連携を軸に今後も域内の情報通信分野に係る持続的な発展を支援していく所存である。関係各位には引き続き積極的な事業へのご参加及びご協力を賜ればと存ずる。



写真3. モンゴル政府主催夕食会における同国伝統歌謡の披露



写真4. 第42回APT管理委員会出席者